

《「VBA PRO 給与計算・年末調整」システムの年末調整の計算と法定調書の作成》

■ 「VBA PRO 給与計算・年末調整」の「編集」と「表示」メニュー

■ 「編集」メニュー

「編集」メニューの「所得税源泉徴収簿」ボタンから年末調整用データの登録と編集をします。
「給与所得源泉徴収票」ボタンから年末調整の計算を実行した後の「給与所得の源泉徴収票」が確認できます。



■ 「表示」メニュー



■ 「VBA PRO 給与計算・年末調整」システムの年末調整用データの入力

○ 給与所得に対する源泉徴収簿の入力用ユーザーフォーム

年末調整用の所得税源泉徴収簿のフォームでデータを給与と賞与のデータを編集できます。

▼給与明細書の源泉徴収簿フォーム

「給与明細の計算」タブの「1月」から「12月」のボタンから給与明細書データの編集ができます。

給与明細書をすでに作成済の場合は、このフォームから支払金額と社会保険料、源泉徴収税額を直接入力することができます。

給与明細書からデータを入力すると、支払金額と社会保険料の訂正はできません。

給与明細	年月日	支払金額	社会保険料	差引支払額	扶養	算出税額	年調過不足額	差引徴収税額
1月	H31.1.15	380,000	57,814	302,186	2	5,250	0	5,250
2月	H31.2.15	380,000	57,814	302,186	2	5,250	0	5,250
3月	H30.3.31	380,000	57,814	302,186	2	5,250	0	5,250
4月	H30.4.30	370,000	57,673	312,327	2	5,620	0	5,620
5月	H30.5.31	370,000	57,673	312,327	2	5,620	0	5,620
6月	H30.6.30	370,000	57,673	312,327	2	5,620	0	5,620
7月	H30.7.31	370,000	57,673	312,327	2	5,620	0	5,620
8月	H30.8.31	370,000	57,673	312,327	2	5,620	0	5,620
9月	H30.9.30	370,000	57,673	312,327	2	5,620	0	5,620
10月	H30.10.31	370,000	57,673	312,327	2	5,620	0	5,620
11月	H30.11.30	370,000	57,673	312,327	2	5,620	0	5,620
12月	H30.12.31	370,000	57,673	312,327	2	5,620	-40,048	-34,428
計		4,410,000	882,488			68,330		

▼賞与明細書の源泉徴収簿フォーム

「賞与明細の計算」タブの「賞与1」から「賞与4」のボタンから賞与明細書データの編集ができます。

賞与明細書をすでに作成済の場合は、このフォームから支払金額と社会保険料、源泉徴収税額を直接入力することができます。

賞与明細書からデータを入力すると、支払金額と社会保険料の訂正はできません。

賞与明細	年月日	支払金額	社会保険料	差引支払額	扶養	算出税額	年調過不足額	差引徴収税額
第1回	H31.7.10	680,000	100,221	559,779	2	34,292	0	34,292
第2回	H31.12.10	830,000	126,035	703,965	2	43,124	0	43,124
第3回		0	0	0		0	0	0
第4回		0	0	0		0	0	0
計		1,480,000	226,256			77,418		

○ 年末調整データの入力用ユーザーフォーム

年末調整のために社会保険料の申告控除分、生命保険料控除、地震保険料控除、配偶者特別控除、配偶者控除、扶養控除や住宅借入金等特別控除のボタンから控除金額のデータを入力できます。

給与・賞与・年末調整データの入力

整理番号 1 氏名 佐藤 一郎 甲・乙欄区分 甲欄 乙欄 データ検索

給与明細書の計算 | 賞与明細書の計算 | 年末調整の計算 | 表示と印刷処理

年末調整の計算実行

年末調整のデータを入力したら計算実行ボタンで年末調整を行って下さい。

区分	金額	税額	税額
給与・手当等	4,410,000	68,330	
賞与等	1,490,000	77,416	
計	5,900,000	143,746	
給与所得金額	4,180,000		
社会保険料控除額			
給与控除分	918,755		
申告控除分	0		
小規模企業共済控除額	0		
生命保険料控除額	95,000		
地震保険料控除額	35,000		
配偶者(特別)控除	130,000		
扶養・障害者控除	1,010,000		
所得控除額の合計額	2,188,755		
課税給与所得金額	1,991,000		
算出年税額			101,800
住宅借入金等特別控除			0
年調所得税額(赤字の場合0)			101,800
年調年税額(年調所得税額×10.21%)			103,700
差引超過額又は不足額			-40,046
超過額の精算			5,620
未払給与の未徴収税額に充当金額			0
差引還付する金額			-34,426
同上的うち			-34,426
本年中に還付する金額			0
翌年において還付する金額			0
不足額の精算			0
最後の給与から徴収する金額			0
翌年に繰り越し徴収する金額			0

年末調整後の源泉徴収額の徴収は給与と当分の間、源泉徴収額は賞与の課税に自動転記されません。

合計所得金額

給与以外の所得を合計所得金額から入力します。

前職データ

会社・名称

給与支給額

社会保険料

源泉徴収税額

就職 退職 月 日

未成年者 死亡退職 外国人

災害者

最初 前へ 次へ 最後

データの更新は保存または移動ボタンで確定します。

保存 クリア キャンセル

年末調整用のデータは

- 「申告控除分」
- 「生命保険料控除額」
- 「地震保険料控除額」
- 「配偶者(特別)控除」
- 「扶養・障害者・基礎控除」
- 「住宅借入金等特別控除」

のボタンをクリックして入力します。

年末調整のデータを入力したら、「年末調整の計算実行」ボタンをクリックします。

給与・賞与・年末調整データの入力

整理番号 1 氏名 佐藤 一郎 甲・乙欄区分 甲欄 乙欄 データ検索

給与明細書の計算 | 賞与明細書の計算 | 年末調整の計算 | 表示と印刷処理

住所氏名・社会保険 住所氏名と社会保険のデータを編集します。

源泉徴収簿の印刷 給与所得の源泉徴収簿を印刷します。

源泉徴収票の表示 給与所得の源泉徴収票を表示します。

源泉徴収票の印刷 給与所得の源泉徴収票を印刷します。

保険料・配偶者控除申告書 給与所得者の保険料控除申告書と配偶者控除等申告書を印刷します。

扶養控除等(異動)申告書 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書を印刷します。

受給者番号 101

摘要 摘要

支給区分 給与賞与

源泉徴収票を税務署への提出する 法人の役員の場合は、社員フォームの「支給区分」で「役員報酬」を選択して下さい。

最初 前へ 次へ 最後

データの更新は保存または移動ボタンで確定します。

保存 クリア キャンセル

「給与所得の源泉徴収票」に記載する「受給者番号」「摘要」「支給区分」のデータを入力することができます。

「VBA PRO 給与計算・年末調整」システムの年末調整データの入力

生命保険料・地震保険料・社会保険料・小規模企業共済掛金のデータ入力用フォーム

生命保険契約の種類	保険会社等の名称	保険の種類	保険金受取人	続柄	支払保険料
新保険料・一般生命保険					0
旧保険料・一般生命保険	日本生命保険			本人	220,000
介護医療保険					0
新保険料・個人年金保険					0
旧保険料・個人年金保険	第一生命保険			本人	80,000

地震保険の種類	保険会社等の名称	保険の種類	支払保険料
地震保険	東京海上日動火災保険		35,000
旧長期損害保険			0

社会保険の種類	支払保険料
	0
	0

小規模企業共済等掛金控除 0

生命保険の新契約は平成24年1月1日以降に契約した新制度の保険契約です。
平成23年12月31日以前に契約した旧制度の保険契約である旧契約と区分して、一般生命保険と介護医療保険および個人年金保険ごとに支払保険料を合計して入力してください。

OK キャンセル

○ 給与所得者の保険料控除申告書

生命保険料控除、地震保険料控除、社会保険料控除、小規模企業共済等掛金控除は「給与所得者の保険料控除申告書」から計算します。

生命保険料は、新保険料等の一般の生命保険料と旧保険料等の一般の生命保険料、介護医療保険料、新保険料等の個人年金保険料と旧保険料等の個人年金保険料の5つに区分して支払額を入力します。

円になります。

このため、その年中に支払った生命保険料は、保険契約等の締結時期または変更時期により「新生命保険料」、「旧生命保険料」、「介護医療保険料」、「新個人年金保険料」、「旧個人年金保険料」の5つに区分されます。

☆ 生命保険料控除の計算について

平成24年1月1日以後の介護医療保険契約等により支払った保険料等について適用限度額4万円の介護医療保険料控除が創設されました。

この税制改正により、平成24年1月1日以後の保険契約等による保険料等（以下「新保険料等」といいます。）は、一般の生命保険料と介護医療保険料および個人年金保険料の区分で控除額を計算して、それぞれ適用限度額は4万円で合計した生命保険料控除額は12万円に拡大されます。

一方、平成23年12月31日以前の保険契約等による保険料等（以下「旧保険料等」といいます。）は、一般の生命保険料と個人年金保険料の区分で控除額を計算して、それぞれ適用限度額5万円で合計した生命保険料控除額は10万

■ 平成 31 年分「給与所得者の配偶者控除等申告書」へのデータ入力手順について

平成 31 年分「給与所得者の配偶者控除等申告書」では、申告者と配偶者の不動産所得や事業所得、雑所得などの所得金額から合計所得金額を計算することになります。

最新版のバージョンアップでは、申告者と配偶者の不動産所得や事業所得、雑所得などを入力して配偶者控除と配偶者特別控除を計算できるように変更しました。

年末調整までには、平成 31 年分「給与所得者の配偶者控除等申告書」に対応するためにファイルの差し替えをお願いします。

■ 「VBA PRO 給与計算・年末調整」「ADO 給与計算・年末調整」の「源泉徴収簿」の入力フォーム

給与・賞与・年末調整データの入力

整理番号 2 氏名 鈴木 次郎 甲・乙欄区分 甲欄 乙欄 データ検索

給与明細書の計算 | 賞与明細書の計算 | 年末調整の計算 | 表示と印刷処理

年末調整の計算実行 年末調整のデータを入力したら計算実行ボタンで年末調整を行って下さい。

区分	金額	税額	区分	税額
給与・手当等	5,730,000	93,960	算出年税額	284,300
賞与等	2,500,000	173,547	住宅借入金等特別控除	0
計	8,230,000	267,507	年調所得税額(赤字の場合0)	284,300
給与所得金額	6,207,000		年調年税額(年調所得税額×100/10)	290,200
社会保険料控除額	1,232,361		差引超過額又は不足額	22,693
申告控除分	0		超過金額	0
小規模企業共済控除額	0		精算	0
生命保険料控除額	120,000		最後の給与の徴収税額に充当する金額	0
地震保険料控除額	15,000		未払給与の未徴収税額に充当する金額	0
配偶者(特別)控除	1,140,000		差引還付する金額	0
扶養・障害者控除	1,140,000		同上 本年中に還付する金額のうち翌年において還付する	0
所得控除額の合計額	2,647,361		徴収する金額	22,693
課税給与所得金額	3,559,000		翌年に繰り越し徴収する金額	0

年末調整後の源泉徴収税額の徴収額、還付額は給与または賞与の該当欄に自動転記されます。

給与以外の所得を合計所得金額から入力します。

前職データ 会社・名称
給与支給額
社会保険料
源泉徴収税額

最初 前へ 次へ 最後 データの変更は保存または移動ボタンで確定します。 保存 クリア キャンセル

「編集」メニューから「源泉徴収簿」を選択して「年末調整の計算」タブに移動します。

「合計所得金額」のボタンから申告者と配偶者の合計所得金額を入力します。

「配偶者(特別)控除」ボタンから配偶者控除または配偶者特別控除の控除額を入力します。

■ 申告者と配偶者の合計所得金額の入力フォーム

申告者と配偶者の合計所得金額データの入力

申告者の合計所得金額データ | 配偶者の合計所得金額データ |

申告者の氏名 佐藤 一郎

	収入金額	必要経費	所得金額	他社の給与収入
給与所得	5,900,000		4,180,000	0
事業所得	0	0	0	
雑所得	5,000,000	0	5,000,000	
配当所得	500,000	0	500,000	
不動産所得	0	0	0	
退職所得				
上記以外所得	0	0	0	
合計所得金額	0	0	9,880,000	

配偶者の合計所得金額が38万円以下の場合に配偶者控除が適用できます。給与の支払いを受ける人の合計所得金額が900万円を超えると配偶者控除の金額は変動します。

給与の支払いを受ける人の合計所得金額が1,000万円を超えると配偶者控除は適用できません。

一時所得又は長期譲渡所得は2分の1計算

申告者と配偶者の合計所得金額から配偶者控除額と配偶者特別控除額を計算します。

OK キャンセル

申告者（給与の支払いを受ける人）の事業所得、雑所得、配当所得、不動産所得、その他の所得の収入金額と必要経費を入力して合計所得金額を計算します。

申告者の合計所得金額が900万円を超えると、配偶者控除または配偶者特別控除の控除額が変動します。

申告者の合計所得金額が1000万円を超えると、配偶者控除または配偶者特別控除の適用はありません。

申告者と配偶者の合計所得金額データの入力

申告者の合計所得金額データ | 配偶者の合計所得金額データ |

配偶者の氏名 佐藤 洋子

	収入金額	必要経費	所得金額	他社の給与収入
給与所得	950,000		300,000	
事業所得	0	0	0	
雑所得	270,000	0	270,000	
配当所得	120,000	0	120,000	
不動産所得	0	0	0	
退職所得				
上記以外所得	0	0	0	
合計所得金額	0	0	690,000	

配偶者の合計所得金額が38万円超で123万円以下の場合に配偶者特別控除は適用できます。給与の支払いを受ける人の合計所得金額が900万円を超えると配偶者特別控除の金額は変動します。

給与の支払いを受ける人の合計所得金額が1,000万円を超えると配偶者特別控除は適用できません。

一時所得又は長期譲渡所得は2分の1計算

申告者と配偶者の合計所得金額から配偶者控除額と配偶者特別控除額を計算します。

OK キャンセル

配偶者の事業所得、雑所得、配当所得、不動産所得、その他の所得の収入金額と必要経費を入力して合計所得金額を計算します。

配偶者の合計所得金額が38万円を超えると、配偶者控除の適用はありません。

配偶者の合計所得金額が123万円を超えると、配偶者特別控除の適用はありません。

《ご注意》

申告者と配偶者に退職所得がある場合は、勤続年数から計算した退職所得控除額を差し引く退職所得の計算には対応していないので、その他の所得欄に所得金額を入力してください。

一時所得又は長期譲渡所得は、2分の1を乗じて所得金額を計算しますので「2分の1計算」にチェックを付けてください。

配偶者控除または配偶者特別控除の入力フォーム

配偶者の氏名	フリガナ	生年月日	配偶者控除
個人番号	非居住者の区分		
佐藤 洋子	サトウ ヨウコ	S50.12.14	区分 該当なし
個人番号	124567890123	<input type="checkbox"/> 非居住	控除額
老人控除対象配偶者	<input type="checkbox"/> 70才以上で老人控除対象配偶者 昭和25年1月1日以前に生まれた人	<input type="checkbox"/> 源泉控除対象配偶者	
給与の支払いを受ける人の合計所得金額	9,680,000		
配偶者の合計所得金額	890,000		

申告者と配偶者の合計所得金額から、配偶者控除の控除額を計算します。

申告者の合計所得金額が1000万円を超えると、配偶者控除は適用がありません。

配偶者の合計所得金額が38万円を超えると、配偶者控除の適用はありません。

《ご注意》

「源泉控除対象配偶者」は、申告者の合計所得金額が900万円以下で、配偶者の合計所得金額が85万円以下の場合にチェックを付けることができます。

配偶者の氏名	フリガナ	生年月日	
個人番号	非居住者の区分		
佐藤 洋子	サトウ ヨウコ	S50.12.14	
個人番号	124567890123	<input type="checkbox"/> 非居住	
配偶者特別控除の適用	<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無		
配偶者の給与取入	950,000	300,000	
配偶者の給与以外の所得金額		390,000	
配偶者の合計所得金額		690,000	
配偶者特別控除額		130,000	

「配偶者特別控除の適用」の「有」にチェックを付けます。

申告者と配偶者の合計所得金額から、配偶者特別控除の控除額を計算します。

申告者の合計所得金額が1000万円を超えると、配偶者特別控除は適用がありません。

配偶者の合計所得金額が123万円を超えると、配偶者特別控除の適用はありません。

《ご注意》

配偶者が一般障害者または特別障害者に該当する場合は、「扶養・障害者控除」のボタンから入力することができます。

控除対象配偶者として配偶者控除を計算するときのみ障害者控除が適用できますのでご注意ください。（配偶者特別控除として控除額を計算する場合は、障害者控除は適用できません。）

■ 平成 31 年分「給与所得者の配偶者控除等申告書」で配偶者控除を計算する

平成 31 年分では「給与所得者の配偶者控除等申告書」で、配偶者控除の控除額を計算します。

申告者の本年中の合計所得金額の見積額は、下記のように 9,057,000 円となるため、区分 I は「900 万円超 950 万円以下」で B になります。

申告者の合計所得金額 9,057,000 円 = 給与所得 6,207,000 円 + 雑所得 800,000 円 + 不動産所得 2,050,000 円

配偶者の本年中の合計所得金額の見積額は、下記のように 0 円となるため、区分 II は「38 万円以下かつ年齢 70 歳未満」で②になります。

配偶者の合計所得金額は 0 円となるため配偶者控除は適用できます。配偶者控除の控除額は区分 II の②欄から区分 I が B のため 260,000 円になります。

あなたの本年中の合計所得金額の見積額	9,057,000 円	判定	<input type="checkbox"/> 900万円以下 (A)	<input checked="" type="checkbox"/> 900万円超950万円以下 (B)	<input type="checkbox"/> 950万円超1,000万円以下 (C)	区分 I	B
--------------------	-------------	----	--------------------------------------	---	--	------	---

配偶者	(フリガナ) 氏名	個人番号					生年月日	配偶者の本年中の合計所得金額の見積額				判定	区分 II	②
	ススキ ミドリ	9 6 3 5 4 5 2 1 7 8 4 5					S82.12.4	<input type="checkbox"/> 38万円以下かつ年齢70歳以上 ①	<input checked="" type="checkbox"/> 38万円以下かつ年齢70歳未満 ②					
鈴木 みどり	あなたと配偶者の住所又は居所が異なる場合の配偶者の住所又は居所					本人控除対象配偶者	非居住者である配偶者	生計を一にする事業						

合計所得金額の見積額の計算表	あなたの合計所得金額(見積額)	所得の種類	収入金額	必要経費	所得金額	配偶者の合計所得金額(見積額)	所得の種類	収入金額	必要経費	所得金額
	9,057,000	給与所得 (1)	8,230,000		6,207,000	0	給与所得 (1)			
		事業所得 (2)					事業所得 (2)			
		雑所得 (3)	1,800,000	800,000	800,000		雑所得 (3)			
		配当所得 (4)					配当所得 (4)			
		不動産所得 (5)	2,900,000	850,000	2,050,000		不動産所得 (5)			
		退職所得 (6)					退職所得 (6)			
		(1) から (6) 以外の所得 (7)					(1) から (6) 以外の所得 (7)			
		所得の合計額			9,057,000		所得の合計額			

(注) 給与所得の「所得金額」の計算に当たっては、「所得の区分」の【①給与所得】を参考にしてください。

控除額の計算	区分 I	A	区分 II										配偶者控除の額			
			①	②	③	④ [注の見解を参照してください]				⑤	⑥	⑦		⑧	260,000 円	
			480,000円	380,000円	330,000円	360,000円	310,000円	260,000円	210,000円	160,000円	110,000円	115,000円	110,000円	80,000円	80,000円	20,000円
			320,000円	260,000円	260,000円	240,000円	210,000円	180,000円	140,000円	110,000円	80,000円	40,000円	40,000円	40,000円	20,000円	20,000円
			160,000円	130,000円	130,000円	120,000円	110,000円	90,000円	70,000円	60,000円	40,000円	40,000円	20,000円	20,000円	10,000円	10,000円
			配偶者控除					配偶者特別控除								

※「配偶者控除の額」又は「配偶者特別控除の額」については、左の表を参考に記載してください。

■ 平成 31 年分「給与所得者の配偶者控除等申告書」で配偶者特別控除を計算する

平成 31 年分では「給与所得者の配偶者控除等申告書」で、配偶者特別控除の控除額を計算します。

申告者の本年中の合計所得金額の見積額は、下記のように 9,057,000 円となるため、区分Ⅰは「900 万円超 950 万円以下」でBになります。

申告者の合計所得金額 9,057,000 円 = 給与所得 6,207,000 円 + 雑所得 850,000 円 + 不動産所得 2,000,000 円

配偶者の本年中の合計所得金額の見積額は、下記のように 1,030,000 円となるため、区分Ⅱは「85 万円超 123 万円以下」で④になります。

配偶者の合計所得金額 1,030,000 円 = 給与所得 850,000 円 + 動産所得 180,000 円

配偶者の合計所得金額は 1,030,000 円となるため配偶者控除は適用がありません。

配偶者特別控除の控除額は、区分Ⅱの④「100 万円超 105 万円以下」の欄から区分ⅠがBのため 140,000 円になります。

あなたの本年中の合計所得金額の見積額	9,057,000 円	判定	<input type="checkbox"/> 900万円以下 (A)	<input checked="" type="checkbox"/> 900万円超950万円以下 (B)	<input type="checkbox"/> 950万円超1,000万円以下 (C)	区分Ⅰ	B
--------------------	-------------	----	--------------------------------------	---	--	-----	----------

配偶者 鈴木 みどり	(フリガナ) 氏名	個人番号					生年月日	配偶者の本年中の合計所得金額の見積額	1,030,000 円	判定	区分Ⅱ	④
	スズキ ミドリ	あなたと配偶者の住所又は居所が異なる場合の配偶者の住所又は居所					本人控除対象配偶者	非居住者である配偶者	生計を一にする事業			
鈴木 みどり										<input type="checkbox"/> 88万円以下かつ年齢70歳未満 ②		
										<input type="checkbox"/> 88万円超85万円以下 ③		
										<input checked="" type="checkbox"/> 85万円超123万円以下 ④		

合計所得金額の見積額の計算表	あなたの合計所得金額(見積額)	所得の種類	収入金額	必要経費	所得金額	配偶者の合計所得金額(見積額)	所得の種類	収入金額	必要経費	所得金額
	9,057,000	給与所得 (1)	8,230,000		6,207,000	850,000	給与所得 (1)	1,500,000		850,000
		事業所得 (2)					事業所得 (2)			
		雑所得 (3)	1,800,000	750,000	850,000		雑所得 (3)			
		配当所得 (4)					配当所得 (4)			
		不動産所得 (5)	3,200,000	1,200,000	2,000,000		不動産所得 (5)	300,000	120,000	180,000
		退職所得 (6)					退職所得 (6)			
		(1) から (6) 以外の所得 (7)					(1) から (6) 以外の所得 (7)			
		所得の合計額			9,057,000		所得の合計額			1,030,000

(注) 給与所得の「所得金額」の計算に当たっては、「所得の区分」の【①給与所得】を参考にしてください。

控除額の計算	区分Ⅰ	区分Ⅱ										配偶者控除の額	
		①	②	③	④ (85万円超 90万円以下)	⑤ (90万円超 95万円以下)	⑥ (95万円超 100万円以下)	⑦ (100万円超 105万円以下)	⑧ (105万円超 110万円以下)	⑨ (110万円超 115万円以下)	⑩ (115万円超 120万円以下)		⑪ (120万円超 123万円以下)
	A	480,000円	380,000円	380,000円	360,000円	310,000円	260,000円	210,000円	160,000円	110,000円	60,000円	30,000円	配偶者特別控除の額 140,000 円
	B	320,000円	260,000円	260,000円	240,000円	210,000円	180,000円	140,000円	10,000円	80,000円	40,000円	20,000円	
	C	160,000円	130,000円	130,000円	120,000円	110,000円	80,000円	70,000円	80,000円	40,000円	20,000円	10,000円	
摘要	配偶者控除	配偶者特別控除											

※「配偶者控除の額」又は「配偶者特別控除の額」については、右の表を参考にしてください。

《ご注意》

申告者の合計所得金額が 900 万円以下では、配偶者特別控除または配偶者特別控除の控除額は減少しません。
申告者の合計所得金額が 1000 万円を超えると、配偶者特別控除と配偶者特別控除はどちらも適用がありません。

配偶者控除・扶養控除・障害者控除のデータ入力用フォーム

申告者・配偶者・扶養・障害者など控除データの入力

申告者のデータ | 配偶者のデータ | 扶養親族のデータ

申告者の氏名 フリガナ 生年月日 寡婦・寡夫等控除 障害者控除
個人番号

佐藤 一郎 サトウ イチロウ S45.8.5 区分 区分
個人番号 114508789123 控除額 控除額

寡婦(寡夫)控除 申告者が寡婦(寡夫)の控除
生年月日は S80.10.20 のように入力して下さい。

特別障害者
身体障害者手帳が1級または2級の人
心神喪失の常況にある人
重度の精神薄弱者と判定された人
精神障害者保健福祉手帳が1級の人
常に就労を要し複雑な介護を要する人
精神又は身体に障害がある65歳以上の人で、
町長や福祉事務所超の認定を受けている人

控除対象扶養親族が5名を超える場合または年少扶養親族が5名を超える場合は、
源泉徴収簿に控除合計金額で直接入力して下さい。

OK キャンセル

○ 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書

配偶者控除、扶養控除、障害者控除、寡婦控除、寡夫控除、勤労学生控除には「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」から計算します。

▼申告者データの入力

給与の支払を受ける人の、寡婦控除、寡夫控除、障害者控除のデータを入力します。

申告者・配偶者・扶養・障害者など控除データの入力

申告者のデータ | 配偶者のデータ | 扶養親族のデータ

配偶者の氏名 フリガナ 生年月日 配偶者控除 障害者控除
個人番号 非居住者の区分

佐藤 洋子 サトウ ヨウコ S50.12.14 区分 一般配偶者 区分
個人番号 124587890123 非居住 控除額 380,000 控除額

源泉徴収票に「夫」と表示する。

老人控除対象配偶者 70才以上で老人控除対象配偶者
昭和24年1月1日以前に生まれた人

年少扶養親族 18才未満で年少扶養親族（扶養控除額は0円ですが障害者控除は適用できます。）
平成15年1月2日以降に生まれた人

特定扶養親族 19歳以上23才未満で特定扶養親族
平成8年1月2日から平成12年1月1日までに生まれた人

老人扶養親族 70才以上で老人扶養親族
昭和24年1月1日以前に生まれた人

同居老親等 老人扶養親族のうち所得者または配偶者の直系尊属
（父母、祖父母など）で同居している人

給与の支払いを受ける人の合計所得金額が1,000万円を超えると配偶者控除は適用がありません。
特別障害者で同居している場合は、同居特別障害者を選択して下さい。

控除対象扶養親族が5名を超える場合または年少扶養親族が5名を超える場合は、
源泉徴収簿に控除合計金額で直接入力して下さい。

OK キャンセル

▼配偶者データの入力

控除対象配偶者の配偶者控除と障害者控除のデータを入力します。

配偶者の氏名、フリガナ、生年月日と個人番号および非居住者の区分を入力します。

申告者・配偶者・扶養・障害者など控除データの入力

申告者のデータ | 配偶者のデータ | 扶養親族のデータ

扶養親族の氏名	フリガナ	生年月日	扶養控除	障害者控除
個人番号	非居住者の区分	続柄		
佐藤 太郎	サトウ タロウ	H8.3.26	区分	特定扶養親族
個人番号	134587891223	<input type="checkbox"/> 非居住	子	控除額
			控除額	830,000
佐藤 花子	サトウ ハナコ	H21.4.15	区分	年少扶養親族
個人番号	145678922345	<input checked="" type="checkbox"/> 非居住	子(年少)	控除額
			控除額	0
			区分	区分
個人番号	<input type="checkbox"/> 非居住		控除額	控除額
			区分	区分
個人番号	<input type="checkbox"/> 非居住		控除額	控除額
			区分	区分
個人番号	<input type="checkbox"/> 非居住		控除額	控除額

年少扶養親族は5名まで入力できます。

控除対象扶養親族が5名を超える場合または年少扶養親族が5名を超える場合は、源泉徴収簿に控除合計金額で直接入力して下さい。

OK キャンセル

▼ 扶養親族データの入力

控除対象扶養親族および年少扶養親族の扶養控除と障害者控除のデータを入力します。

控除対象扶養親族および年少扶養親族の氏名、フリガナ、生年月日と個人番号および非居住者の区分を入力します。

■ 住宅借入金等特別控除のデータ入力用フォーム

住宅借入金等特別控除データの入力

居住開始年度 消費税8%で取得した場合は「一般特定」または「認定特定」から選択してください。

住宅借入金等特別控除区分 居住開始年月日

新築・購入の計算 | 増改築等の計算 |

新築又は購入に係る借入金等に係る計算	住宅のみ	土地等のみ	住宅及び土地等
新築又は購入に係る借入金等残高			24,520,000
家屋又は土地等の取得対価の額			19,200,000
居住用部分の床面積又は土地等の面積			125.00
家屋の総床面積又は土地等の総面積			125.00
居住用部分の占める割合			100.0
家屋の取得対価の額に係る借入金等の年末残高			19,200,000
居住用部分の家屋・土地等に係る借入金等年末残高			19,200,000

住宅取得等特別控除額の計算基礎となる借入金の年末残高	19,200,000
住宅借入金等特別控除額	192,000
年間所得の見積額	5,019,000

OK キャンセル

○ 給与所得者の住宅借入金等特別控除申告書

年末調整では、税務署長が発行した「年末調整のための住宅借入金等特別控除証明書」と金融機関が発行した「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」から計算します。

住宅借入金等特別控除データの入力

居住開始年度 消費税8%で取得した場合は「一般特定」または「認定特定」から選択してください。

住宅借入金等特別控除区分 居住開始年月日

新築・購入の計算 | 増改築等の計算 |

増改築等に係る借入金等に係る計算

増改築に係る借入金等残高		住宅取得や増改築した場合の計算になっています。バリアフリーの特定増改築の計算には対応しません。控除額を直接入力してください。
増改築等に要した費用の額		
増改築の費用のうち居住用部分の金額		
増改築の総額		
居住用部分の割合		
増改築等の費用の額に係る借入金等の年末残高		
居住用部分の増改築に係る借入金等の年末残高		

住宅取得等特別控除額の計算基礎となる借入金の年末残高	19,200,000
住宅借入金等特別控除額	192,000
年間所得の見積額	5,019,000

OK キャンセル

■ 「給与所得に対する源泉徴収簿」での年末調整の計算

■ 「年末調整の計算実行」ボタン

年末調整の計算実行		
区分	金額	税額
給与・手当等	4,410,000	66,330
賞与等	1,490,000	77,412
計	5,900,000	143,742
給与所得金額	4,180,000	

クリック

「年末調整の計算実行」ボタンをクリックして年末調整の計算を実行します。

年末調整の結果

年末調整の結果を自動計算

給与12月分で精算
 賞与 1回目で精算
 賞与 2回目で精算
 賞与 3回目で精算
 賞与 4回目で精算
 年末調整を計算しない

年末調整の結果自動選択した給与加減算を計算した給与は加減されません。
「年末調整を計算しない」を選択すると、年末にきり出す前の金額で計算し、調整前の金額になります。

○ K

年末調整の超過額または不足額は、「給与12月」「賞与1回」「賞与2回」「賞与3回」「賞与4回」のどれかで精算することができます。

その年の最後の給与の12月の支払がない場合には、年末調整のボタンは実行すると注意メッセージが出ます。

■ 前職分データの入力

前職分データを入力は、「年末調整用の計算」タブの右側の下部にあります。

前職分の「給与所得の源泉徴収票」からデータを入力することができます。

前職分データ	会社・名称	横浜商事
	給与支給額	1,065,000
	社会保険料	131,800
	源泉徴収税額	23,000

☆ 年末調整の計算を元に戻す

年末調整の結果

年末調整の結果を自動計算

給与12月分で精算
 賞与 1回目で精算
 賞与 2回目で精算
 賞与 3回目で精算
 賞与 4回目で精算
 年末調整を計算しない

年末調整の結果自動選択した給与加減算を計算した給与は加減されません。
「年末調整を計算しない」を選択すると、年末にきり出す前の金額で計算し、調整前の金額になります。

○ K

年末調整の計算を実行した所得税源泉徴収簿を年末調整前の状態に戻すには、「年末調整の計算実行」ボタンから「年末調整を計算しない」にチェックを付けて「OK」ボタンをクリックします。

「給与所得の源泉徴収票」での年末調整の計算確認

給与所得の源泉徴収票の表示用フォーム

「給与所得の源泉徴収票」フォームから年末調整の結果や中途退職の人の源泉徴収票、給与の支払を受ける人、控除対象配偶者や扶養親族の個人番号の確認ができます。

給与の支払を受ける人のマイナンバーを確認できます。

「給与所得の源泉徴収票」の受給者交付用にはマイナンバーは記載されません。

控除対象配偶者と控除対象扶養親族および 16 歳未満の年少扶養親族のマイナンバーを確認できます。

「給与所得の源泉徴収票」の受給者交付用には控除対象配偶者と扶養親族のマイナンバーは記載されません。

「給与所得の源泉徴収票」の税務署提出用には年少扶養親族のマイナンバーは記載されませんが、市区町村提出用の「給与支払報告書」には記載されます。

■ 年末調整で所得税と復興特別所得税を精算する

サラリーマンは、毎月の給与と定期の賞与から差し引かれる源泉徴収により所得税を納めています。しかし源泉徴収されるのは仮に計算した所得税なので、その1年間の合計額とサラリーマンが本来納めなければならない所得税とは一致しません。そのためその年の最後の給与または賞与の支払時に、源泉徴収された所得税とその年の本来の所得税との過不足額を精算する手続きが年末調整になります。

給与と賞与からの 所得税と復興特別 所得税の税額	—	年末調整で計算 した所得税と 復興特別所得税	=	還付される税金 または 納付する税金
--------------------------------	---	------------------------------	---	--------------------------

● 年末調整用の申告書

「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」「給与所得者の保険料控除申告書」「給与所得者の配偶者特別控除申告書」「給与所得者の住宅借入金等特別控除申告書」から所得控除と税額控除の金額を計算します。

■ 年末調整の計算手順

★ 給与所得控除後の給与等の金額の計算

「本年分の給与の総額」を「給与所得控除後の給与等の金額の表」に当てはめて、「給与等の金額」に対応した「給与所得控除後の給与等の金額」を求めます。

$$\text{給与所得控除後の給与等の金額} = \text{本年分の給与の総額} - \text{給与所得控除額}$$

★ 課税給与所得金額の計算

「給与所得控除後の給与等の金額」から「所得控除額の合計額」を控除して「課税給与所得金額」を計算します。（課税給与所得金額に1,000円未満の端数があるときは、その1,000円未満の端数は切捨てます。）

$$\text{課税給与所得金額} = \text{給与所得控除後の給与等の金額} - \text{所得控除額の合計額}$$

★ 算出所得税額と年調所得税額および年調年税額の計算

「年調年税額」は「課税給与所得金額」について「年末調整のための所得税額の速算表」を使用して「算出所得税額」求めてから、住宅借入金等特別控除を差し引いた「年調所得税額」から102.1%を乗じて「年調年税額」を計算します。（年調年税額に100円未満の端数があるときは、その100円未満の端数は切捨てます。）

$$\text{算出所得税額} = \text{課税給与所得金額} \times \text{所得税率}$$

$$\text{年調所得税額} = \text{算出所得税額} - \text{住宅借入金等特別控除額}$$

$$\text{年調年税額} = \text{年調所得税額} - 102.1\% \text{ (復興特別所得税)}$$

★ 過不足額の精算と還付又は徴収

年調年税額と源泉徴収税額の合計額を比較して、個人別に所得税の過不足額を計算し超過額の還付または不足額の徴収をします。

$$\text{所得税の超過額} = \text{源泉徴収税額の合計額} - \text{年調年税額}$$

$$\text{所得税の不足額} = \text{年調年税額} - \text{源泉徴収税額の合計額}$$

■ 給与所得の計算表

給与等の収入金額	給与所得控除後の給与等の金額
～650,999 円	0 円
651,000 円～1,618,999 円	収入金額－650,000 円
1,619,000 円～1,619,999 円	969,000 円
1,620,000 円～1,621,999 円	970,000 円
1,622,000 円～1,623,999 円	972,000 円
1,624,000 円～1,627,999 円	974,000 円
1,628,000 円～1,799,999 円	収入金額÷4 = ,000 円 (千円未満の端数切捨て) ⇒ ,000 円×2.4
1,800,000 円～3,599,999 円	収入金額÷4 = ,000 円 (千円未満の端数切捨て) ⇒ ,000 円×2.8－180,000 円
3,600,000 円～6,599,999 円	収入金額÷4 = ,000 円 (千円未満の端数切捨て) ⇒ ,000 円×3.2－540,000 円
6,600,000 円～9,999,999 円	収入金額×0.9－1,200,000 円
10,000,000 円～	収入金額－2,200,000 円

※ 平成 28 年分から給与収入が 1,000 万円を超えると給与所得控除の上限は 220 万円になります。

■ 年末調整のための所得税額の速算表

課税給与所得金額 (A)	税率	控除額	税額の計算式
195 万円以下	5%		(A) × 5%
195 万円超 330 万円以下	10%	97,500 円	(A) × 10%－ 97,500 円
330 万円超 695 万円以下	20%	427,500 円	(A) × 20%－ 427,500 円
695 万円超 900 万円以下	23%	636,000 円	(A) × 23%－ 636,000 円
900 万円超 1,742 万円以下	33%	1,536,000 円	(A) × 33%－ 1,536,000 円

※ 課税給与所得金額が 17,420,000 円を超える人は年末調整の対象とはなりません。

☆ 復興特別所得税の税額計算

所得税の源泉徴収義務者は、平成 25 年 1 月 1 日から平成 49 年 12 月 31 日までの間に生ずる所得について源泉所得税を徴収する際、復興特別所得税を併せて徴収して源泉所得税の法定納期限までに納付します。

復興特別所得税額は、課税標準であるその年分の基準所得税額から次の算式で求めます。

復興特別所得税額 = 基準所得税額 × 2.1%

★ 年末調整の超過額または不足額を「単独年調」で処理する場合のご注意

年末調整の超過額または不足額を給与または賞与以外で還付または徴収する「単独年調」で処理する場合は、支払金額がない「賞与 3」または「賞与 4」で精算する処理を選択してください。

年末調整の超過額または不足額は、給与または賞与とは別に単独で還付または徴収することになります。

★ 年末調整後に給与または賞与の支払いがあった場合のご注意

年末調整の終了後に給与または賞与の追加支払いがあった場合には、給与明細書または賞与明細書に追加支払分データの入力後に「年末調整の計算実行」ボタンから年末調整の再計算を実行してください。

給与明細書または賞与明細書に追加支払分データの入力後に「年末調整の計算実行」ボタンから年末調整の再計算を実行しない場合は、「給与所得の源泉徴収票」の給与の支払金額と給与所得控除後の金額の計算に不一致が発生しますのでご注意ください。

■ 平成 30 年からの配偶者控除と配偶者特別控除の税制改正について

■ 配偶者控除及び配偶者特別控除の見直しが行われました。

(1) 配偶者控除 (所法 83)

控除対象配偶者又は老人控除対象配偶者を有する居住者について適用する配偶者控除の額が次のとおりとされました。なお、合計所得金額が 1,000 万円を超える居住者については、配偶者控除の適用はできないこととされました (所法 83①)。

	控除額		
	居住者の合計所得金額		
	900 万円以下	900 万円超 950 万円以下	950 万円超 1,000 万円以下
控除対象配偶者	38 万円	26 万円	13 万円
老人控除対象配偶者	48 万円	32 万円	16 万円

※ 老人控除対象配偶者は、控除対象配偶者のうち年齢 70 歳以上の人をいいます、

(2) 配偶者特別控除 (所法 83 の 2)

配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額を 38 万円超 123 万円以下 (改正前 : 38 万円超 76 万円未満) とし、その控除額が次のとおりとされました。なお、改正前の制度と同様に、合計所得金額が 1,000 万円を超える居住者については、配偶者特別控除の適用はできないこととされています (所法 83 の 2①②)。

配偶者の合計所得金額	控除額		
	居住者の合計所得金額		
	900 万円以下	900 万円超 950 万円以下	950 万円超 1,000 万円以下
38 万円超 85 万円以下	38 万円	26 万円	13 万円
85 万円超 90 万円以下	36 万円	24 万円	12 万円
90 万円超 95 万円以下	31 万円	21 万円	11 万円
95 万円超 100 万円以下	26 万円	18 万円	9 万円
100 万円超 105 万円以下	21 万円	14 万円	7 万円
105 万円超 110 万円以下	16 万円	11 万円	6 万円
110 万円超 115 万円以下	11 万円	8 万円	4 万円
115 万円超 120 万円以下	6 万円	4 万円	2 万円
120 万円超 123 万円以下	3 万円	2 万円	1 万円
123 万円超	0 円	0 円	0 円

(3) 給与所得者の扶養控除等申告書等の整備 (所法 194 等)

上記 (1) 及び (2) の見直しに伴い、給与所得者の扶養控除等申告書、給与所得者の配偶者特別控除申告書及び公的年金等の受給者の扶養親族等申告書についてその記載事項の見直しを行う等の所要の措置が講じられました。

上記 (1) から (3) までの改正は、平成 30 年分以後の所得税について適用されます。

《参考資料》

居住者の合計所得金額	給与所得だけの場合の 居住者の給与等の収入金額
900 万円以下	1,120 万円以下
900 万円超 950 万円以下	1,120 万円超 1,170 万円以下
950 万円超 1,000 万円以下	1,170 万円超 1,220 万円以下

配偶者の合計所得金額	給与所得だけの場合の 配偶者の給与等の収入金額
38 万円以下	1,030,000 円以下
38 万円超 85 万円以下	1,030,000 円超 1,500,000 円以下
85 万円超 90 万円以下	1,500,000 円超 1,550,000 円以下
90 万円超 95 万円以下	1,550,000 円超 1,600,000 円以下
95 万円超 100 万円以下	1,600,000 円超 1,667,999 円以下
100 万円超 105 万円以下	1,667,999 円超 1,751,999 円以下
105 万円超 110 万円以下	1,751,999 円超 1,831,999 円以下
110 万円超 115 万円以下	1,831,999 円超 1,909,999 円以下
115 万円超 120 万円以下	1,909,999 円超 1,971,999 円以下
120 万円超 123 万円以下	1,971,999 円超 2,015,999 円以下
123 万円超	2,015,999 円超

※ 給与所得控除の上限額は、平成 29 年分の所得税から給与等の収入金額が 1,000 万円を超える場合に 220 万円に引き下げられています。

■ 配偶者に係る扶養親族等の数の計算方法の変更について

改正前は、税額表の甲欄を使用して給与等に対する源泉徴収税額を求める際、居住者が控除対象配偶者を有する場合には、扶養親族等の数に 1 人を加えて計算します。また、その控除対象配偶者が障害者（特別障害者を含みます。以下同じです。）に該当する場合には、扶養親族等の数に 1 人を加えて計算します。

改正後は、税額表の甲欄を使用して給与等に対する源泉徴収税額を求める際、配偶者が**源泉控除対象配偶者に該当する場合**には、扶養親族等の数に 1 人を加えて計算することとされました。

また、**同一生計配偶者が障害者に該当する場合**には、扶養親族等の数に 1 人を加えて計算します。

1. **源泉控除対象配偶者**とは、居住者（合計所得金額が 900 万円以下である人に限ります。）と生計を一にする配偶者で、合計所得金額が 85 万円以下である人をいいます。
したがって、「改正後の配偶者控除額及び配偶者特別控除額の一覧表」において配偶者控除額または配偶者特別控除額が 38 万円（老人控除対象配偶者の場合は 48 万円）となる配偶者がこれに該当します。
2. **同一生計配偶者**とは、居住者と生計を一にする配偶者で、合計所得金額が 38 万円以下である人をいいます。
3. **控除対象配偶者**とは、同一生計配偶者のうち、合計所得金額が 1,000 万円以下である居住者の配偶者をいいます。

改正前		改正後（平成 30 年分以降）	
控除対象配偶者	<ul style="list-style-type: none"> 給与所得者の合計所得金額 ⇒制限無 配偶者の合計所得金額 ⇒38 万円以下 	同一生計配偶者	<ul style="list-style-type: none"> 給与所得者の合計所得金額 ⇒制限無 配偶者の合計所得金額 ⇒38 万円以下
		控除対象配偶者	<ul style="list-style-type: none"> 給与所得者の合計所得金額 ⇒1,000 万円以下 配偶者の合計所得金額 ⇒38 万円以下
配偶者特別控除の対象者	<ul style="list-style-type: none"> 給与所得者の合計所得金額 ⇒1,000 万円以下 配偶者の合計所得金額 ⇒38 万円超 76 万円未満 	配偶者特別控除の対象者	<ul style="list-style-type: none"> 給与所得者の合計所得金額 ⇒1,000 万円以下 配偶者の合計所得金額 ⇒38 万円超 123 万円未満
		源泉控除対象配偶者	<ul style="list-style-type: none"> 給与所得者の合計所得金額 ⇒900 万円以下 配偶者の合計所得金額 ⇒85 万円以下

※（特別）障害者に該当する場合には、（特別）障害者控除の対象となります。

※ 控除対象配偶者のうち年齢 70 歳以上の配偶者は老人控除対象配偶者となります。

【配偶者に係る扶養親族等の数の数え方（概要）】

		居住者の合計所得金額 (給与所得だけの場合の居住者の給与等の収入金額)			
		900 万円以下 (1,120 万円以下)	900 万円超 950 万円以下 (1,120 万円超 1,170 万円以下)	950 万円超 1,000 万円以下 (1,170 万円超 1,220 万円以下)	1,000 万円超 (1,220 万円超)
配偶者の 合計所得 金額 (給与収入だけの 場合の配偶者の給 与等の収入金額)	38 万円以下 (103 万円以下)	1 人	0 人	0 人	0 人
	38 万円超 85 万円以下 (103 万円超 150 万円以下)	1 人	0 人	0 人	0 人
	85 万円超 (150 万円超)	0 人	0 人	0 人	0 人

配偶者が障害者に該当する場合は 1 人加算

※ 給与等に対する源泉徴収税額の計算における扶養親族等の数は、この「数え方」により求めた配偶者に係る扶養親族等の数に、控除対象扶養親族に係る扶養親族等の数を加えた数となります。

上記の改正は、平成 30 年分以後の所得税について適用されます。

「VBA PRO 給与計算・年末調整」の「表示」メニューと表示と印刷用ワークシート

給与計算・年末調整

データの表示

給与明細書(個人)	給与所得の源泉徴収票
給与明細書(月別)	給与所得の源泉徴収簿
給与明細書(窓付)	扶養控除等の申告書
個人明細書の表示	保険料控除の申告書
月別明細表1表示	配偶者控除等申告書
月別明細表2表示	年末調整の税額一覧表
月別集計表の表示	年末調整個人別通知書
住民税集計の表示	給与等法定調書合計表
振込依頼書の表示	給与の支払状況内訳書
領収済通知書表示	給与支払報告書総括表
年間集計表1表示	社会保険の算定基礎届
年間集計表2表示	社会保険の月額変更届
年間合計表の表示	社会保険の賞与支払届
マイナンバー帳簿	労災保険の賃金集計表
労働者名簿の表示	キャンセル

○ 給与所得の源泉徴収票

「給与所得の源泉徴収票」の税務署提出用にはマイナンバーを記載しますが、の受給者交付にはマイナンバーは記載しません。

平成30年分 給与所得の源泉徴収票

支払を受ける者 住所又は居所 東京都港区六本木	氏名 佐藤 洋子	氏名 佐藤 一郎
種別 給与賞与	支払金額 5,900,000	給与所得控除後の金額 4,180,000
控除対象配偶者の有無等 有 既婚	配偶者特別控除の額 1	所得控除の額の合計額 2,439,316
社会保険料等の金額 919,316	正當保険料の引当額 95,000	源泉徴収税額 88,800
国民年金保険料の金額 220,000	国民年金保険料等の金額	国民年金保険料の金額 80,000
住宅借入金等特別控除の適用期間 1	住宅借入金等特別控除の額 1	住宅借入金等特別控除の額 1
配偶者の氏名 佐藤 洋子	配偶者の住所 東京都港区六本木	配偶者の生年月日 1981.01.23
扶養控除対象扶養親族 1 氏名 佐藤 太郎	2 氏名	3 氏名
中途就労退職 30	受給者生年月日 45.8.5	
支払人 氏名 佐藤 洋子	住所(事務所又は所在地) 東京都港区六本木	支払日 11/13

平成30年分 給与所得の源泉徴収票

支払を受ける者 住所又は居所 東京都港区六本木	氏名 佐藤 洋子	氏名 佐藤 一郎
種別 給与賞与	支払金額 5,900,000	給与所得控除後の金額 4,180,000
控除対象配偶者の有無等 有 既婚	配偶者特別控除の額 1	所得控除の額の合計額 2,439,316
社会保険料等の金額 919,316	正當保険料の引当額 95,000	源泉徴収税額 88,800
国民年金保険料の金額 220,000	国民年金保険料等の金額	国民年金保険料の金額 80,000
住宅借入金等特別控除の適用期間 1	住宅借入金等特別控除の額 1	住宅借入金等特別控除の額 1
配偶者の氏名 佐藤 洋子	配偶者の住所 東京都港区六本木	配偶者の生年月日 1981.01.23
扶養控除対象扶養親族 1 氏名 佐藤 太郎	2 氏名	3 氏名
中途就労退職 30	受給者生年月日 45.8.5	
支払人 氏名 佐藤 洋子	住所(事務所又は所在地) 東京都港区六本木	支払日 11/13

○ 給与支払報告書

市区町村提出用の「給与支払報告書」には、申告者と控除対象配偶者および扶養親族のすべての人のマイナンバーを記入します。

「給与所得の源泉徴収票・給与支払報告書」は俸給、給与、賃金、歳費、賞与、その他給与の支払をする場合に、給与の支払者が作成します。年末調整の終了後に源泉徴収票・給与支払報告書を作成します。税務署提出分は4枚、その他の場合は3枚作成します。源泉徴収票の1枚は本人に交付します。源泉徴収票の1枚は翌年の1月31日までに税務署に提出します。給与支払報告書の2枚は市区町村に提出します。

● 「給与所得の源泉徴収票」の税務署への提出

「給与所得の源泉徴収票」は、支払を受ける人や支払金額によって税務署に提出する範囲が違ってきます。

支払を受ける人の区分		提出範囲
年末調整をした人	法人の役員（役員であった者）	給与等の金額が 150万円 を超えるもの
	弁護士、司法書士、税理士等（給与として支払っている場合）	給与等の金額が 250万円 を超えるもの
	上記以外の者	給与等の金額が 500万円 を超えるもの
年末調整をしなかった人	「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出した者	給与等の金額が 250万円 を超えるもの 法人の役員の場合は 50万円 を超えるもの
	「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出しなかった者（乙欄、丙欄の適用者）	全部

● 「給与支払報告書」の市区町村への提出

「給与支払報告書」は、すべての人について作成して「給与支払報告書総括表」といっしょに市区町村に提出します。ただし、退職した年に支払った給与と賞与の支払金額が30万円以下のときは提出を省略できます。

○ 給与所得に対する所得税源泉徴収簿

毎月の給与と賞与、社会保険料と源泉徴収税額と年末調整のデータから「給与所得に対する所得税源泉徴収簿」を作成します。

「給与所得に対する所得税源泉徴収簿」では年末調整の対象となる「本年分の給与の総額」と「給与からの控除分の社会保険料」「源泉徴収税額の合計額」を集計します。（「給与所得に対する源泉徴収簿」は、「一人別徴収簿」とも呼ばれます。）

平成29年分 株式会社 サンプルデータ										氏名 佐藤 一郎		整理番号 1	
業務1課 部長 住居 東京都港区六本木										前年の年末調整に基づき繰り越した過不足税額		上の税額について	
区分	月日	給与	賞与	社会保険料	源泉徴収税額	控除額	超過不足税額	引当金	繰り越税額	控除額	超過不足税額	引当金	繰り越税額
給与	1	H28.1.25	360,000	57,618	302,382	2	5,250	-5,000	250				
	2	H28.2.25	360,000	57,618	302,382	2	5,250	-5,000	250				
	3	H28.3.25	360,000	57,618	302,382	2	5,250	-5,000	250				
	4	H28.4.25	370,000	57,668	312,332	2	5,620						
	5	H28.5.25	370,000	57,668	312,332	2	5,620						
	6	H28.6.25	370,000	57,668	312,332	2	5,620						
	7	H28.7.25	370,000	57,668	312,332	2	5,620						
	8	H28.8.25	370,000	57,668	312,332	2	5,620						
	9	H28.9.25	370,000	57,668	312,332	2	5,620						
	10	H28.10.25	370,000	57,668	312,332	2	5,620						
	11	H28.11.25	370,000	57,668	312,332	2	5,620						
12	H28.12.25	370,000	57,668	312,332	2	5,620							
計		4,410,000	691,866	3,718,134		66,330							
賞与	H28.7.10	660,000	100,247	559,753	2	8,128	34,290						
	H28.12.10	830,000	126,068	703,932	2	10,128	43,122						
計		1,490,000	226,315	1,263,685		18,256	77,412						

区 分		金額	税 額
給与・手当等		4,410,000	66,330
賞与等		1,490,000	22,632
計		5,900,000	88,962
給与所得控除後の給与等の金額		4,180,000	
社会保険料等の控除額		918,181	
給与所得控除後の給与等の金額		3,261,819	
生命保険料の控除額		95,000	
地震保険料の控除額		35,000	
配偶者特別控除額			
控除額の合計額		1,390,000	
所得控除後の合計額		2,438,181	
源泉徴収給与所得金額及び算出所得税額		1,741,000	87,052
(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額			
年調所得税額(マイナスの場合は0)			87,052
年調年税額(年調所得税額×102.1%)			88,800
前年繰越の給与から徴収する税額に充当する金額			5,000
本年繰越の給与から徴収する税額に充当する金額			32,052
差引還付する金額			49,328
以上のうち本年中に還付する金額			49,328
不足額(本年最後の給与から徴収する金額)			
の精算(翌年に繰り越して徴収する金額)			

※ 税務署の「年末調整のしかた」では、超過額には△は付いていませんが、計算のために超過額にはマイナスの△を付けています。

年末調整用の申告書	計算する所得控除と税額控除
給与所得者の扶養控除等（異動）申告書	扶養控除、障害者控除、寡婦控除、寡夫控除、勤労学生控除の計算
給与所得者の保険料控除申告書	生命保険料控除、地震保険料控除、社会保険料控除、小規模企業共済等掛金控除の計算
給与所得者の配偶者控除等申告書	配偶者控除、配偶者特別控除の計算
給与所得者の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除申告書	(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の計算 ※必要の人のみ

※ 前職からの給与がある中途入社の方は、前職分の給与所得の源泉徴収票が必要です。

年末調整は、給与の支払者に「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」を提出している人について行います。「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」は、扶養親族がいない人でも提出する必要があります。

■ 「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」

「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」は扶養控除、障害者控除、寡婦控除、寡夫控除、勤労学生控除を計算します。

平成30年分 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書

扶

源泉控除対象配偶者とマイナンバー

控除対象扶養親族とマイナンバー

障害者、寡婦、寡夫、勤労学生控除の適用

年少扶養親族とマイナンバー

新卒既卒者等	給与の支払者の名称(氏名)	あなたの氏名		佐藤 一郎	印	主 年 月 日	S15.8.5	扶
税務署長	給与の支払者の法人(個人)番号	あなたの個人番号		1 1 4 5 0 1 2 3		被扶養者の有無	有・無	
市区町村長	給与の支払者の所在地(住所)	あなたの住所 又は居所		東京都港区六本木				

あなたに源泉控除対象配偶者や扶養控除がなく、かつ、あなた自身が障害者、若年者、寡婦、寡夫又は勤労学生のいずれにも該当しない場合には、以下の各欄に記入する必要はありません。

氏名	あなたとの続柄	生 年 月 日	老人扶養親族 特定扶養親族	本年中の所得の見積額 課税所得に する事由	住 所 又 は 居 所	異動月日及び事由 (本年中に異動があった場合には記載して下さい)
源泉控除対象配偶者	佐藤 ヨウコ	1 2 4 5 6 7 8 9 0 1 2				
	佐藤 洋子	S50.12.14				
控除対象扶養親族	佐藤 タロウ	1 3 4 5 6 7 8 9 1 2 2				
	佐藤 太郎	子	特定扶養親族			

障害者	区 分	本人	配偶者	扶養親族	寡 婦	特別の寡婦	寡 夫	勤 労 学 生
	一般の障害者							
	特別障害者							
	同居特別障害者							

氏 名	あなたとの続 柄	生 年 月 日	住 所 又 は 居 所	控 除 を 受 け る 他 の 所 得 者	氏 名	あなたとの続 柄	住 所 又 は 居 所	異 動 月 日 及 び 事 由

氏 名	あなたとの続 柄	個 人 番 号	生 年 月 日	住 所 又 は 居 所	異 動 月 日 及 び 事 由
1 佐藤 花子	サトウ ハナコ	1 4 5 6 7 8 9 2 2 3 4	子(年少)	H21.4.15	
2					
3					

給料や賞与から源泉徴収する所得税及び復興特別所得税の額は、「給与所得の源泉徴収税額表」(月額表)または「賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表」を使用して求めることになります。

▼ 扶養控除額等の一覧

扶養控除等の区分		控除額
配偶者控除	一般の控除対象配偶者	380,000 円
	老人控除対象配偶者 (70 歳～)	480,000 円
扶養控除	年少扶養親族 (0 歳～15 歳)	0 円
	一般の控除対象扶養親族 (16 歳～18 歳)	380,000 円
	特定扶養親族 (19 歳～22 歳)	630,000 円
	一般の控除対象扶養親族 (23 歳～69 歳)	380,000 円
	老人扶養親族 (70 歳～)	同居老親等以外の者 480,000 円 同居老親等 580,000 円
障害者控除	一般の障害者	270,000 円
	特別障害者	400,000 円
	同居特別障害者	750,000 円
寡婦控除	一般の寡婦	270,000 円
	特別の寡婦	350,000 円
寡夫控除		270,000 円
勤労学生控除		270,000 円
基礎控除		380,000 円

■ 「給与所得者の保険料控除申告書」

「給与所得者の保険料控除申告書」は生命保険料控除、地震保険料控除、社会保険料控除、小規模企業共済等掛金控除を計算します。

平成30年分 給与所得者の保険料控除申告書

所屬税務署長 給与を支払う者の名称(氏名) 9 6 3 2 4 5 1 2 8 5 2 0 3	(フリガナ) あなたの氏名 佐藤 一郎	〒100-0001 あなたの住所 東京都港区六本木	印	(保)
税務署長 あなたの住所 〒100-0001 東京都港区六本木				

五 一 般 の 生 命 保 険 料	保険会社等の名称		保険等の種類		保険等の契約者氏名		保険料の区分		支払った保険料の金額(円)		控除額(円)	
	名称	種類	氏名	区分	本人	旧	新	旧				
	日本生命保険	一般生命保険	本人	旧	220,000							
	東京海上日動火災保険	地震保険							35,000			
Aのうち地震保険料の金額の合計額										35,000		
Aのうち旧長期損害保険料の金額の合計額												
Bの金額 (最高50,000円)										35,000		
Cの金額 (Cの金額が10,000円を超える場合にはA×1/2を適用)												
地震保険料控除額										35,000		
	第一生命保険	個人年金保険料	本人	旧	80,000							
Dの金額										80,000		
Eの金額										45,000		
計 算 式 I (新保険料等用)										計 算 式 II (旧保険料等用)		生命保険料控除額
A,C又はDの金額		控除額の計算式		B又はEの金額		控除額の計算式		計 (D+E+G)		(最高120,000円)		
20,000円以下		A,C又はDの金額		25,000円以下		B又はEの金額		95,000				
20,001円から40,000円まで		A,C又はD×1/2+10,000円		25,001円から50,000円まで		B又はE×1/2+12,500円						
40,001円から80,000円まで		A,C又はD×1/4+20,000円		50,001円から100,000円まで		B又はE×1/4+25,000円						
80,001円以上		一律に40,000円		100,001円以上		一律に50,000円						

※ 控除額(円)として算出した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げます。

▼ 保険料控除額の計算

社会保険料控除額	= 支払った保険料の全額		
小規模企業共済等掛金控除額	= 支払った掛金の全額		
生命保険料控除額	新保険料等の生命保険料控除額の計算式 I		
	支払った新生命保険料、介護医療保険料または新個人年金保険料の金額	生命保険料控除額	
	20,000 円以下	支払った保険料の合計額	
	20,001 円から 40,000 円まで	(支払った保険料の合計額) × 1/2 + 10,000 円	
	40,001 円から 80,000 円まで	(支払った保険料の合計額) × 1/4 + 20,000 円	
	80,001 円以上	40,000 円	
	旧保険料等の生命保険料控除額の計算式 II		
	支払った旧生命保険料または旧個人年金保険料の金額	生命保険料控除額	
25,000 円以下	支払った保険料の合計額		
25,001 円から 50,000 円まで	(支払った保険料の合計額) × 1/2 + 12,500 円		
50,001 円から 100,000 円まで	(支払った保険料の合計額) × 1/4 + 25,000 円		
100,001 円以上	50,000 円		
地震保険料控除額	地震保険料のみの場合	支払保険料の全額 (最高 50,000 円)	
	旧長期損害保険料のみの場合	10,000 円以下	支払保険料の額
		10,001 円から 20,000 円まで	支払保険料×1/2 + 5,000 円
		20,001 円以上	15,000 円
地震保険料と旧長期損害保険料の両方がある場合	それぞれ計算した金額の合計額 (最高 50,000 円)		

※ 1円未満の端数は切り上げ

■ 「給与所得者の配偶者控除等申告書」

「給与所得者の配偶者控除等申告書」は、配偶者控除と配偶者特別控除の計算をします。

平成30年分 給与所得者の配偶者控除等申告書

所轄税務署長	給与の支払者の名称(氏名)	(フリガナ)	サトウ イチロウ
	給与の支払者の法人番号	あなたの氏名	佐藤 一郎 印
税務署長	給与の支払者の所在地(住所)	あなたの住所又は居所	東京都港区六本木

◎ あなたの合計所得金額の見積額が1,000万円を超える場合は配偶者の合計所得金額の見積額が123万円を超える場合は、配偶者控除又は配偶者特別控除を受けることができません。

◎ あなたの合計所得金額の見積額が1,000万円を超える場合は、配偶者の合計所得金額の見積額が123万円を超える場合は、配偶者控除又は配偶者特別控除を受けることができません。

あなたの本年中の合計所得金額の見積額	4,180,000 円	判定	<input checked="" type="checkbox"/> 900万円以下 (A) <input type="checkbox"/> 900万円超950万円以下 (B) <input type="checkbox"/> 950万円超1,000万円以下 (C)	区分 I	A
--------------------	-------------	----	---	------	---

配偶者 (フリガナ)	氏名	個人番号	生年月日	配偶者の本年中の合計所得金額の見積額	円	判定	区分 II
サトウ	ヨウコ	1 2 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3	S50.12.14	<input type="checkbox"/> 38万円以下かつ年齢70歳以上	①	<input checked="" type="checkbox"/> 38万円以下かつ年齢70歳未満	②
佐藤	洋子			<input type="checkbox"/> 38万円超85万円以下	③	<input type="checkbox"/> 85万円超123万円以下	④

あなたの合計所得金額の見積額(見積額)	所得の種類	収入金額	必要経費	所得金額
	給与所得(1)	5,900,000		4,180,000
配偶者の合計所得金額の見積額(見積額)	給与所得(1)			
	事業所得(2)			
	雑所得(3)			
	配当所得(4)			
	不動産所得(5)			
	退職所得(6)			
	(1)から(6)以外の所得(7)			
(1)から(7)の合計額				4,180,000

(注) 給与所得の「所得金額」の計算に当たっては、「所得の区分」の【①給与所得】を参考にしてください。

控除額の計算	区分 I	A	480,000円	380,000円	380,000円	360,000円	310,000円	260,000円	210,000円	160,000円	110,000円	60,000円	30,000円	
		B	320,000円	260,000円	260,000円	240,000円	210,000円	180,000円	140,000円	110,000円	80,000円	40,000円	20,000円	
		C	160,000円	130,000円	130,000円	120,000円	110,000円	90,000円	70,000円	40,000円	20,000円	10,000円		
		摘要	配偶者控除		配偶者特別控除									

配偶者控除の額	380,000 円
配偶者特別控除の額	

申告する人の合計所得金額の判定

配偶者の合計所得金額の判定

配偶者控除の計算

配偶者特別控除の計算

配偶者控除又は配偶者特別控除の金額

(1) 配偶者控除 (所法 83)

控除対象配偶者又は老人控除対象配偶者を有する居住者について適用する配偶者控除の額が次のとおりとされました。なお、合計所得金額が 1,000 万円を超える居住者については、配偶者控除の適用はできないこととされました (所法 83①)。

	控除額		
	居住者の合計所得金額		
	900 万円以下	900 万円超 950 万円以下	950 万円超 1,000 万円以下
控除対象配偶者	38 万円	26 万円	13 万円
老人控除対象配偶者	48 万円	32 万円	16 万円

※ 老人控除対象配偶者は、控除対象配偶者のうち年齢 70 歳以上の人をいいます、

(2) 配偶者特別控除 (所法 83 の 2)

配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額を 38 万円超 123 万円以下 (改正前 : 38 万円超 76 万円未満) とし、その控除額が次のとおりとされました。なお、改正前の制度と同様に、合計所得金額が 1,000 万円を超える居住者については、配偶者特別控除の適用はできないこととされています (所法 83 の 2①②)。

配偶者の合計所得金額	控除額		
	居住者の合計所得金額		
	900 万円以下	900 万円超 950 万円以下	950 万円超 1,000 万円以下
38 万円超 85 万円以下	38 万円	26 万円	13 万円
85 万円超 90 万円以下	36 万円	24 万円	12 万円
90 万円超 95 万円以下	31 万円	21 万円	11 万円
95 万円超 100 万円以下	26 万円	18 万円	9 万円
100 万円超 105 万円以下	21 万円	14 万円	7 万円
105 万円超 110 万円以下	16 万円	11 万円	6 万円
110 万円超 115 万円以下	11 万円	8 万円	4 万円
115 万円超 120 万円以下	6 万円	4 万円	2 万円
120 万円超 123 万円以下	3 万円	2 万円	1 万円
123 万円超	0 円	0 円	0 円

○ 給与・賞与の年間集計表

給与・賞与の年間集計表		平成28年分				サンプル商事 株式会社				サンプル商事 株式会社				
氏名	佐藤 一郎	鈴木 次郎	高橋 幸子	田中 四郎	渡辺 太郎	合計								
住所	東京都港区六本木	東京都渋谷区代々木	東京都練馬区練馬	東京都品川区品川	東京都世田谷区玉川									
	支給金額	徴収税額	支給金額	徴収税額	支給金額	徴収税額	支給金額	徴収税額	支給金額	徴収税額	支給金額	徴収税額	支給金額	徴収税額
1月	360,000	5,250	470,000	7,560	430,000	6,210			380,000	2,750	1,640,000	21,770		
2月	360,000	5,250	470,000	7,560	430,000	6,210			380,000	2,750	1,640,000	21,770		
3月	360,000	5,250	470,000	7,560	430,000	6,210			380,000	2,750	1,640,000	21,770		
4月	370,000	5,620	480,000	7,920	450,000	7,070	200,000	3,140	380,000	2,750	1,880,000	26,500		
5月	370,000	5,620	480,000	7,920	450,000	7,070	340,000	6,420	380,000	2,750	2,020,000	29,780		
6月	370,000	5,620	480,000	7,920	450,000	7,070	340,000	6,420	380,000	2,750	2,020,000	29,780	10,840,000	151,370
7月	370,000	5,620	480,000	7,920	450,000	7,070	340,000	6,420			1,640,000	27,030		
8月	370,000	5,620	480,000	7,920	450,000	7,070	340,000	6,420			1,640,000	27,030		
9月	370,000	5,620	480,000	7,920	450,000	7,070	340,000	6,420			1,640,000	27,030		
10月	370,000	5,620	480,000	7,920	450,000	7,070	340,000	6,640			1,640,000	27,250		
11月	370,000	5,620	480,000	7,920	450,000	7,070	340,000	6,640			1,640,000	27,250		
12月	370,000	5,620	480,000	7,920	450,000	7,070	340,000	6,640			1,640,000	27,250	8,840,000	162,840
小計	4,410,000	66,330	5,730,000	93,960	5,340,000	82,260	2,920,000	55,160	2,280,000	16,500	20,680,000	314,210	20,680,000	314,210
賞与 月	660,000	34,230	950,000	65,808	740,000	38,805	450,000	23,597			2,800,000	162,501	2,800,000	162,501
賞与 月	830,000	43,122	1,550,000	107,738	830,000	43,524	620,000	32,512			3,830,000	226,896	3,830,000	226,896
賞与 月														
賞与 月														
小計	1,490,000	77,412	2,500,000	173,547	1,570,000	82,329	1,070,000	56,109			6,630,000	389,397	6,630,000	389,397
合計	5,900,000	143,742	8,230,000	267,507	6,910,000	164,589	3,990,000	111,269	2,280,000	16,500	27,310,000	703,607	27,310,000	703,607
給与所得金額	4,180,000		6,207,000		5,019,000		3,501,800				18,907,800			
社会保険料	918,181		1,232,361		986,623		661,839		346,308		4,145,312			
生命保険料	95,000		120,000		85,000		110,000				410,000			
地震保険料	35,000		15,000		45,000		6,000				101,000			
配偶者特別			110,000								110,000			
扶養等合計	1,390,000		1,140,000		1,610,000		760,000		380,000		5,280,000			
所得控除合計	2,438,181	年税額	2,617,361	年税額	2,726,623	年税額	1,537,839	年税額		年税額	9,320,004	年税額		
課税給与所得	1,741,000	87,050	3,588,000	290,300	2,292,000	131,700	1,963,000	98,800			9,585,000	607,850		
住宅借入金						182,000						182,000		
年調所得税額		87,050		290,300				98,800				476,150		
年調年税額		88,800		296,300				100,800		16,500		502,400		
		-54,942		28,793			-164,589	-33,469				-224,207		

○ 給与・賞与の年間合計表

平成28年分 給与・賞与の年間合計表 サンプル商事 株式会社

	支給年月日	支給人数	支給金額	算出税額	人数	不足税額	差引徴収税額
					人数	過納税額	
1月	H28.1.25	4	1,640,000	21,770			21,770
2月	H28.2.25	4	1,640,000	21,770			21,770
3月	H28.3.25	4	1,640,000	21,770			21,770
4月	H28.4.25	5	1,880,000	26,500			26,500
5月	H28.5.25	5	2,020,000	29,780			29,780
6月	H28.6.25	5	2,020,000	29,780			29,780
7月	H28.7.25	4	1,640,000	27,030			27,030
8月	H28.8.25	4	1,640,000	27,030			27,030
9月	H28.9.25	4	1,640,000	27,030			27,030
10月	H28.10.25	4	1,640,000	27,250			27,250
11月	H28.11.25	4	1,640,000	27,250			27,250
12月	H28.12.25	4	1,640,000	27,250	1	28,793	-196,957
					3	-253,000	
小計			20,680,000	314,210			90,003

○ 年末調整の税額一覧表

平成28年分		年末調整の税額一覧表		サンプル商事 株式会社		
フリガナ氏名	給与分税額 賞与分税額 前職分税額	徴収税額	確定税額	過納税額	不足税額	
1 サトウ イチロウ 佐藤 一郎	88,330 77,412	143,742	88,800	54,942		
2 スズキ シロウ 鈴木 次郎	93,980 173,547	287,507	296,300		28,793	
3 高橋 幸子	82,260 82,328	164,589		164,589		
4 タナカ シロウ 田中 四郎	55,180 56,109 23,000	134,289	100,800	⊕ 33,489		
5 ワタナベ タロウ 渡辺 太郎	16,500	16,500		16,500		
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						

○ 年末調整の個人別通知書

年末調整についてのお知らせ

サンプル商事 株式会社

1

住 所	東京都港区六本木		
氏 名	佐藤 一郎	S45.8.5	営業1課 係長
区 分	金 額	税 額	
年	給 料 ・ 手 当 等	4,410,000	88,330
	賞 与 等	1,490,000	77,412
	そ の 他 (前 職 分)		
	計	5,900,000	143,742
末	給与所得控除後の給与等の金額	4,180,000	
	社会保険料・小規模企業共済等控除額	918,181	
	生命保険料・地震保険料の控除額	130,000	
	配偶者特別控除額		
調	配偶者控除額・扶養控除額・基礎控除額及び障害者等の控除額の合計額	1,390,000	
	所得控除額の合計額	2,438,181	
	課税給与所得金額及び年税額	1,741,000	87,050
	住宅借入金等特別控除額		
整	年 調 所 得 税 額		87,050
	年調年税額(年調所得税額×102.1%)		88,800
	差引超過額	超 過 額	△54,942
	又は不足額	不 足 額	
	算 出 税 額		5,820
差引徴収税額・還付税額		△49,322	

■ 給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表

平成30年分 給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表

住所又は所在地 電話 03-1234-5678		事業種目	整理番号	申告書番号
提出者 氏名又は名称 個人番号又は法人番号 代表者氏名印	作成担当者	作成税理士署名押印	税理士番号	電話
調書の提出区分 新規=1 追加=2 訂正=3 無効=4		提出枚数	1 給与 2 退職 3 報酬 4 使用 5 譲受 6 紛旋	30

「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」は源泉徴収票や支払調書を税務署に提出する場合に作成します。

区分	人員	左のうち源泉徴収税額のない者	支払金額	源泉徴収税額
俸給、給与、賞与等の総額	7	2	28,410,000	458,561
所得控除等の日雇労働者の賃金				
源泉徴収票を提出するもの	5	1	29,505,000	480,841
災害減免等により徴収猶予したもの				

区分	人員	支払金額	源泉徴収税額	(摘要)
退職手当等の総額				該当なし
うち源泉徴収票を提出するもの				

所得区分	人員		支払金額	源泉徴収税額
	個人	個人以外		
第二源泉徴収票、報酬料、印刷費、委託料、運送料等の報酬又は料金(1号区分)				
税理士、税理士等の報酬又は料金(2号区分)				
報酬料、印刷費等の報酬又は料金(3号区分)				
料金(報酬料、印刷費、委託料、運送料等の報酬又は料金(4号区分))				

■ 給与所得等支払状況報告書

給与所得等支払状況内訳書

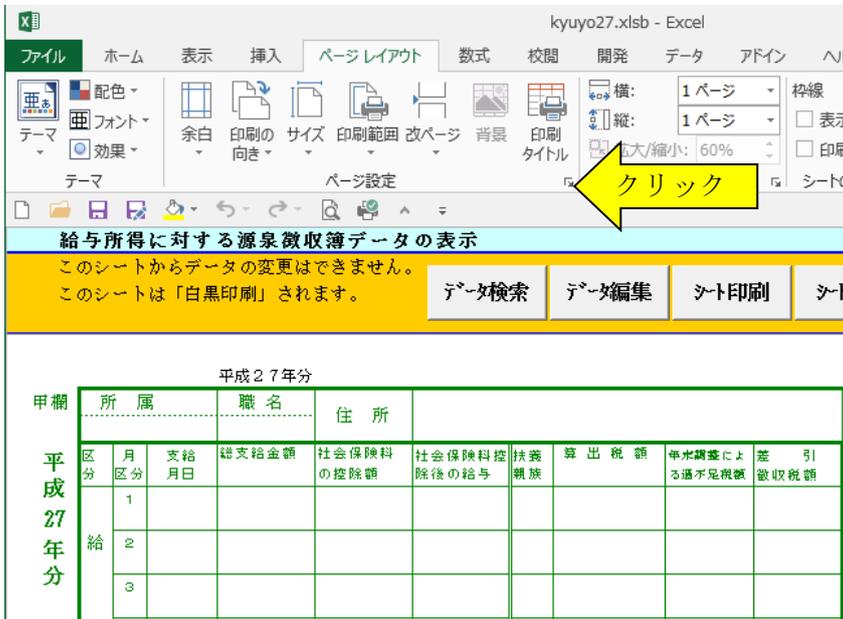
平成 年 月 日提出	税務署長 殿	住所又は所在地 東京都品川区北品川	整理番号	電話番号	03-1234-5678	所属 氏名								
提出者 (フリガナ)氏名又は名称 (フリガナ)代表者氏名		サンプル商事 株式会社	この内訳書について応答できる方の所属及び氏名											
区分	支給人員	支給総額	算出税額	年末調整等の過不足税額		差引	支給月日	納付月日	総額			左の内訳		
				人員	税額				人員	支払総額	税額	納付月日	区分	支払総額
俸給	1	4	1,640,000	21,770	不 通		21,770	H28.1.25	1					報酬料、印刷料、運送料等の報酬又は料金
	2	4	1,640,000	21,770	不 通		21,770	H28.2.25	2					非課税、税理士等の報酬又は料金
	3	4	1,640,000	21,770	不 通		21,770	H28.3.25	3					社会保険影響報酬
	4	5	1,880,000	26,500	不 通		26,500	H28.4.25	4					職業野郎の過手、勤手、外役員、兼名人等の報酬又は料金
	5	5	2,020,000	29,780	不 通		29,780	H28.5.25	5					芸能等に係る出演演出等の報酬又は料金
	6	5	2,020,000	29,780	不 通		29,780	H28.6.25	6					フリー、キャバレー、ホステス等の報酬又は料金
	7	4	1,640,000	27,030	不 通		27,030	H28.7.25	7					契約金
	8	4	1,640,000	27,030	不 通		27,030	H28.8.25	8					広帯宣伝のための資金又は増子が受ける
	9	4	1,640,000	27,030	不 通		27,030	H28.9.25	9					計
	10	4	1,640,000	27,250	不 通		27,250	H28.10.25	10					
	11	4	1,640,000	27,250	不 通		27,250	H28.11.25	11					
	12	4	1,640,000	27,250	不 通	1 28,793 3 -253,000	-196,957	H28.12.25	12					(摘要)
損金	4	2,800,000	162,501	不 通		162,501	H28.7.10	計						
	4	3,830,000	226,896	不 通		226,896	H28.12.10							
合計		27,310,000	703,607	不 通	1 28,793 3 -253,000	479,400								

■ 源泉徴収簿と年末調整用申告書の白黒印刷について

「給与所得に対する源泉徴収簿」と「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」および「給与所得者の保険料控除申告書」は緑色の配色になっています。

この源泉徴収簿と年末調整用申告書をカラーから白黒で印刷するには、Excel で以下の印刷設定を変更します。

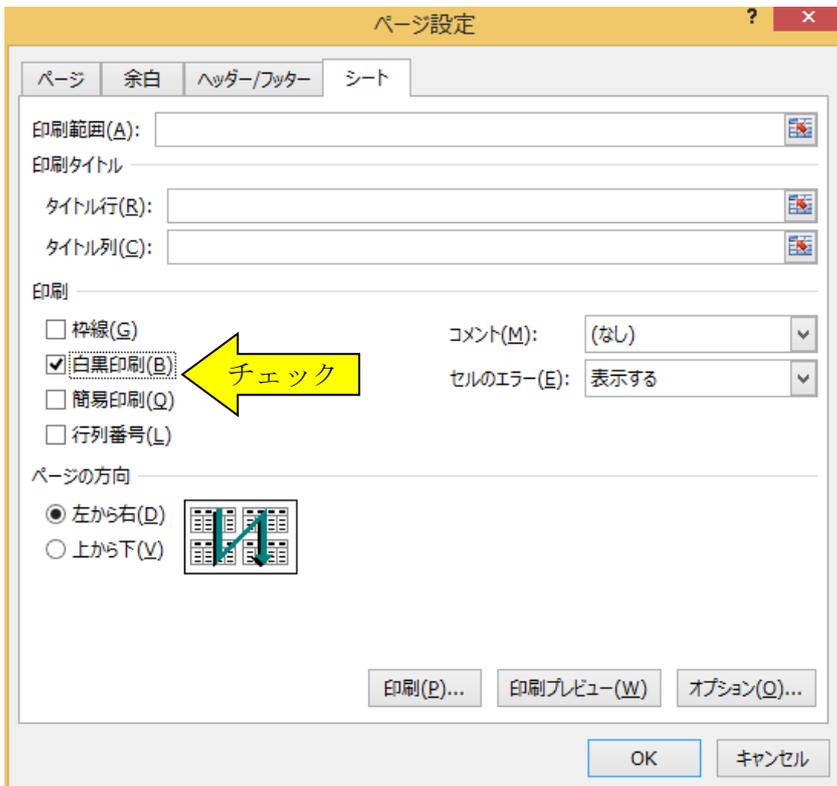
カラーから白黒印刷に変更するワークシートに移動して、「ページレイアウト」リボンの「ページ設定」の右下の小さい矢印をクリックします。



The screenshot shows the Excel interface with the 'Page Layout' ribbon selected. A yellow arrow points to the small icon in the bottom right corner of the 'Page Setup' group. Below the ribbon, a yellow banner reads '給与所得に対する源泉徴収簿データの表示' and 'このシートは「白黒印刷」されます。'. The main area shows a table for '平成27年分' (Heisei 27 Fiscal Year) with columns for '所属' (Affiliation), '職名' (Job Title), '住所' (Address), and various tax-related fields.

平成27年分										
甲欄	所 属		職 名		住 所					
平成 27 年 分	区分	月 区分	支給 月日	総支給金額	社会保険料 の控除額	社会保険料控 除後の給与	扶養 親族	算 出 税 額	年末調整によ る還付見込額	差 引 徴収税額
	給	1								
		2								
		3								

「ページ設定」ダイアログの「シート」タブに移動して「白黒印刷」にチェックを付けると、カラー印刷から白黒印刷に変更することができます。



The screenshot shows the 'Page Setup' dialog box with the 'Sheet' tab selected. The 'Print' section has 'Black and White Printing' checked, indicated by a yellow arrow and the word 'チェック'. Other options like 'Gridlines', 'Simplified Printing', and 'Row Numbers' are unchecked. The 'Page Direction' section shows 'Left to Right' selected.

印刷範囲(A):
印刷タイトル
タイトル行(R):
タイトル列(C):
印刷
 罫線(G) コメント(M): (なし)
 白黒印刷(B) **チェック** セルのエラー(E): 表示する
 簡易印刷(Q)
 行列番号(L)
ページの方向
 左から右(D) 上から下(V)
印刷(P)... 印刷プレビュー(W) オプション(O)...
OK キャンセル

